がんばる中小企業発信事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独自の工夫等を実施して成長した県内の中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業団体を県が認定し、広く県民や企業に周知することで、認定企業の社会的認知度や従業員等のモチベーションの向上を図り、更なる成長を目指していただく。また、認定企業及び団体のモデル事例を他の企業に参考にしてもらうことで、新たに独自の工夫等を実施するなどの波及効果を生み出し、業績のアップや黒字化につないでいくことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法 (昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者のうち、次の各号 に掲げる事業者をいう。ただし、中小企業・小規模企業以外からの出資が 50%以上の者及び県内で継続して事業を行っている期間が申請を行う年度の 4月1日現在で3年未満の者を除く。
 - (1) 製造業及び建設業、運輸業、その他の業種のうち、資本金の額又は出 資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業 者。
 - (2) 卸売業のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下、又は常時使 用する従業員の数が100人以下の企業者
 - (3) サービス業のうち、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業者
 - (4) 小売業のうち、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下、又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の企業者
- 2 この要綱において「中小企業・小規模企業団体」とは、「中小企業団体の 組織に関する法律(昭和32年法律第185号)」にいう事業協同組合、事業 協同小組合、企業組合、協業組合をいう。

(申請資格)

- 第3条 神奈川県内に拠点をもつ中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模 企業団体(以下「中小企業・小規模企業等」という。)のうち、申請をする 時点において、次の各号の要件を満たすもの。
 - (1) 県税等の滞納がないこと。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支援支配法人等又は同条例第9条に規定する暴

力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

- (3) 「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に基づき、厚生労働省及び神奈川労働局のホームページに掲載された事案に係る者(不起訴になった者及び無罪になった者は除く。)でないこと。
- (4) その他重大な法令違反がないこと。

(認定対象)

第4条 独自の工夫等を実施してから5年が経過するまでに、革新等に成功した中小企業・小規模企業等のビジネスモデル。

(応募方法)

- 第5条 応募方法は、自薦又は次の各号に掲げる者からの推薦によるものとする。
 - (1) 商工会議所会頭
 - (2) 商工会会長
 - (3) 神奈川県中小企業団体中央会会長
 - (4) 公益財団法人神奈川産業振興センター理事長
 - (5) 公益財団法人横浜企業経営支援財団理事長
 - (6) 公益財団法人川崎市産業振興財団理事長
 - (7) 公益財団法人相模原市産業振興財団理事長
 - (8) 公益財団法人横須賀市産業振興財団理事長
 - (9) 公益財団法人湘南産業振興財団理事長
 - (10) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所理事長

(申請)

- 第6条 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) がんばる中小企業発信事業に係る認定申請書(第1号様式)
 - (2) 県税の未納がないことを証する納税証明書(神奈川県税条例施行規則 第48号様式)
 - (3) 役員等氏名一覧表(第2号様式)
 - (4) 認定要件適合状況判定表(第3号様式)
 - (5) 独自の工夫等を実施した年(以下「基準年」という。)における直近の 決算書
 - (6) 申請時における直近の決算書
 - (7) 事業概要がわかる書類
 - (8) その他知事が必要と認める書類

(神奈川がんばる企業認定基準)

- 第7条 次の各号の基準をすべて満たす中小企業・小規模企業等を「神奈川が んばる企業」として認定する。
 - (1) 企業全体の付加価値額(営業利益及び人件費、減価償却額の合計額) について、基準年における直近の決算書と申請時における直近の決算書を 比較して、次表に掲げる伸び率を達成していること。

基準年からの経過年数	伸び率
1年	3%以上
2年	6%以上
3年	9%以上
4年	12%以上
5年	15%以上

(2) 経常利益(営業利益から営業外費用を除した額)について、基準年における直近の決算書と申請時における直近の決算書を比較して次表に掲げる伸び率を達成していること。ただし、直近期末期の経常利益が黒字であること。

基準年からの経過年数	伸び率
1年	1%以上
2年	2%以上
3年	3%以上
4年	4%以上
5年	5%以上

(神奈川がんばる企業エース認定基準)

第8条 前条により、認定を受けた者の中から、ビジネスモデルの独創性や地域への貢献度等について、書類審査及び別に定める者で構成する審査会において選考し、選定された者を「神奈川がんばる企業エース」として認定する。ただし、過去「神奈川がんばる企業エース」に3度認定された企業は認定しない。

(募集の時期)

第9条 申請の受付は、原則として毎年度、一定の募集期間を設けて実施する。 ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

(認定)

第10条 知事は、第7条の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、 申請者に対して神奈川がんばる企業認定証(第4号様式)を交付し、認定基 準に適合しないと認めたときは、申請者に対してその理由を付して通知する。 2 知事は、第8条の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、申請 者に対して神奈川がんばる企業エース認定証(第5号様式)を交付する。

(認定内容の変更)

- 第11条 前条の規定により認定を受けた者(以下「認定企業」という。)は、 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにがんばる中小企業発信事業 に係る認定事項変更等報告書(第6号様式)により知事に報告しなければな らない。
 - (1) 認定企業の名称若しくは代表者を変更したとき。
 - (2) 認定企業の所在地を変更したとき。

(認定の表示)

第12条 認定企業は、認定企業であることを証する別に定めるシンボルマークを使用することができる。

(認定の取消)

- 第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すこと ができる。
 - (1) 虚偽の申請によるものであったとき。
 - (2) 認定企業が第3条に規定する認定資格に該当しないことと認められたとき。
 - (3) 認定対象が認定基準に適合しないと認められたとき。
 - (4) 認定企業から、認定の取消について申出があったとき。
 - (5) 認定企業の拠点が県内になくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定企業に対して通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。 附則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。 附則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。 附則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

がんばる中小企業発信事業に係る認定申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

(申請者) 郵便番号 本所の所在地 名称 ふりがな 代表者 職・氏名 電話番号

がんばる中小企業発信事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請者の概要	(1) 県内の主な拠点の所在地:(2) 資本金:(3) 従業員数:(4) 業種及び主な取扱品目:
ビジネスモデル の概要	(4) 業種及び主な取扱品目: (1)独自の工夫等を実施したきっかけ(顧客ニーズ、自社の強みや保有資源など) (2)独自の工夫等の具体的内容(新規性、市場での優位性など)
	(3)独自の工夫等を実施した成果(自社内外での波及効果など)

	(1)独自の工夫に係る販路開拓体制 ※特に販路開拓のための社内体制及び外部の協力体制が確保されているか。 新たな取組が内部体制に係る取組の場合、販路開拓への効果が見込まれるか の視点でご記入ください。
経営等の体制	(2)後継者の育成や社内の人材育成について ※特に経営面での継続性について、後継者の育成や社内の人材育成が十分に 行われているかの視点でご記入ください。
	(3)日頃の経営について留意していること。 ※特に事業の計画性に触れながらご記入ください。
基準年	年
付加価値額	□ 基準の伸び率を達成している。 (基準年からの経過年数: 年)
経常利益	□ 基準の伸び率を達成している。(基準年からの経過年数: 年)
確認項目	□ 第3条に規定された申請資格を有している。
添付書類	□ 県税の未納がないことを証する納税証明書(神奈川県税条例施行規則第48号様式) □ 役員等氏名一覧表(第2号様式) □ 認定要件適合状況判定表(第3号様式) □ 基準年における直近の決算書* □ 申請時における直近の決算書* □ 事業概要がわかる書類(独自の工夫内容がわかる資料、会社案内等) □ その他知事が必要と認める書類
担当者連絡先	(部署名)(氏名)(電話番号)(FAX)(メールアト・レス)

- ※決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原 価報告書をいう。
- ※適宜行を拡げてご記入ください。複数ページとなっても構いません。

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	安職名 氏名 氏/		生年月日	性別	住所
	74	氏名のカナ	(大正 T, 昭和 S, 平成 H)	(男・女)	14. //1
代表者			T S H		
			T S H		
			T S H		
			Т S Н		
			T S H		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

名称 代表者職・氏名

認定要件適合状況判定表

企業等名

(単位:千円)

						十)	71 <u>77</u> :	.	円丿	_									
			基準	善年		Ī	直近	期末	₹			経	過年	数					1年
		2018	年	3	月期	2019	年	3	月期			付	加価	値額	伸て	が率			該当
	減価償却費											経	常利	益伸	び率	X.			該当
売上原価	リース・レン タル費											経	常利	益黒	字			非	該当
	労務費																		
	役員報酬									`									
販売費及び	給与等											福	利厚生	費、	法定	福利	費、	退職]
一般管理費	減価償却費											金	等を含	なめる)				
	リース・レン タル費											一一	· · · · · · · ·	ヴェ	ᆲᆇ	会 编	7 1	급취]
営業利益												厚组	ナ及い E費、 退職給	法定	福利	費、	退職会	金及	
営業外費用												Uvie	스키다. 까디	——————————————————————————————————————	二	八 寸 ——		., a	
										1									
付加価値額					0				0										
	伸び率																		
経常利益					0				0		経常して	利益	=営 決算	業利達	益一党	営業がなりる	外費用 ます。	<u></u>	
	伸び率																		

※基準:付加価値額及び経常利益が基準年と比較して次に掲げる伸び率を満たしていること

	付加価値額	経常利益		基準年	申請年
1年	3%以上	1%以上	例	2018年3月	
2年	6%以上	2%以上) 場 3	2017年3月	
3年	9%以上	3%以上	合月	2016年3月	2019年3月
4年	12%以上	4%以上	決 算	2015年3月	
5年	15%以上	5%以上	ガ の	2014年3月	

が〇〇〇号



認定証

貴社は、独自の工夫等により、企業の成長を実現 されましたので、神奈川がんばる企業に認定しま す。

〇〇年〇月〇日

村和州和事、高岩祐没

A〇〇〇号



認定証

貴社は、ビジネスモデルの独創性や地域への 貢献度等が特に優れていると認められますの で、神奈川がんばる企業エースに認定します。

○○年○月○日

柳州知事、高岩祐治

第6号様式(第11条関係)

がんばる中小企業発信事業に係る認定事項変更等報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

(申請者) 郵便番号 所在地 名称 代表者職・氏名 電話番号

年 月 日付け第 号で認定を受けた事項について、がんばる中小 企業発信事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

認定区分	□神奈川がんばる企業 □神奈川がんばる企業エース
変更事項	□認定企業の名称若しくは代表者 □認定企業の所在地
変更前	
変更後	